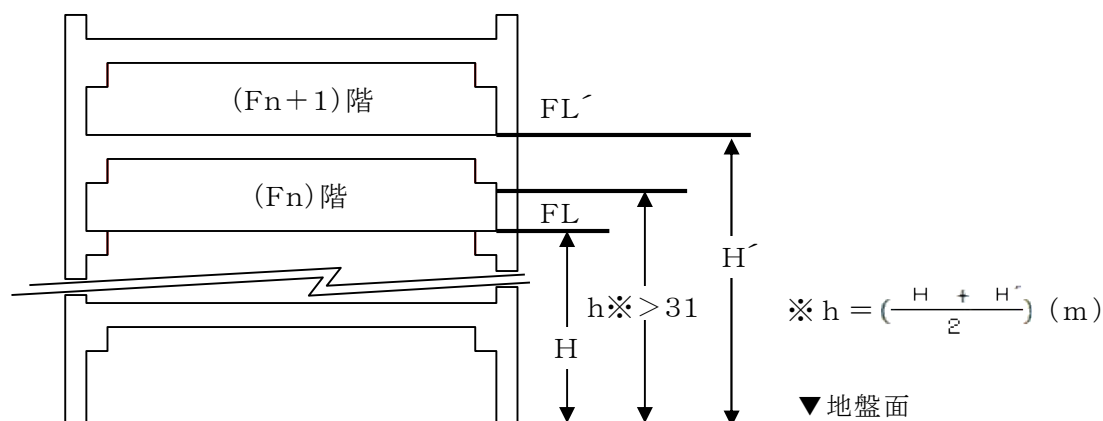


第7 非常用の昇降機（エレベーター）

1 非常用の昇降機（エレベーター）の設置を要する建築物

建基法第34条第2項の規定により、平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下「地盤面」という。）からの高さが31mを超える建築物には、非常用の昇降機（エレベーター）（以下「非常用E V」という。）を設置すること。この場合、高さ31mを超える部分（階）の判断は、当該階の床面までの高さとその上階の床面までの高さとの中間の高さが31mを超える階とする。（第7-1図参照）

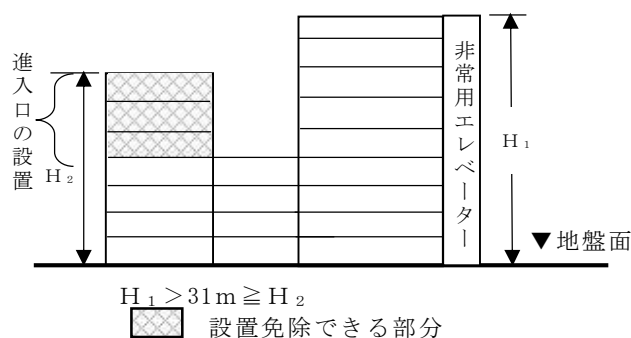


第7-1図

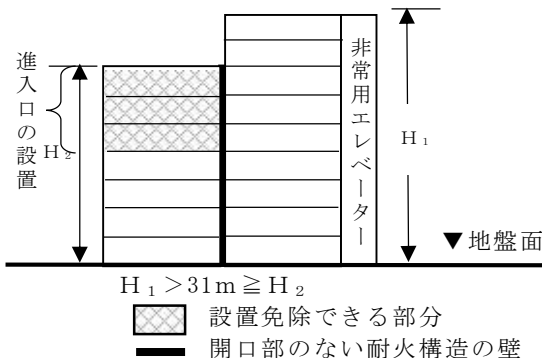
ただし、別棟形態（ツインビル等）の高層部分があり低層部分を共有する建築物や、開口部のない耐火構造の壁で区画された建築物の場合は、各部分ごとに非常用E Vの要否を判断すること。

なお、非常用E Vが利用できない3階以上の階については、非常用の進入口を設けること。（第7-2図参照）

① ツインビルの場合



② 開口部のない耐火構造の壁で区画された建築物の場合



第7-2図

2 非常用E Vの設置を要しない建築物

地盤面からの高さが31mを超える建築物で、次のいずれかに該当するものについては、非常用E Vの設置を要しない。

第7 非常用の昇降機（エレベーター）

- （1） 高さ 31mをこえる部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- （2） 高さ 31mをこえる部分の各階の床面積の合計が 500 m²以下の建築物
なお、階数に算入されない塔屋部分がある場合、当該部分の床面積も含めて算入すること。
- （3） 高さ 31mをこえる部分の階数が 4 以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計 100 m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基令第 112 条第 19 項第 1 号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口部面積が 1 m²以内のものに設けられる建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備を含む。）で区画されているもの
- （4） 高さ 31mをこえる部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

3 設置台数

非常用 E V の数は、高さ 31mをこえる部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とすること。（第 7－1 表参照）

第 7－1 表

高さ 31mをこえる部分の床面積が最大の階の床面積		非常用エレベーターの数
（1）	1,500 m ² 以下の場合	1
（2）	1,500 m ² をこえる場合	3,000 m ² 以内を増すごとに（1）の数に 1 を加えた数

4 設置位置

非常用 E V は、次により配置されていること。

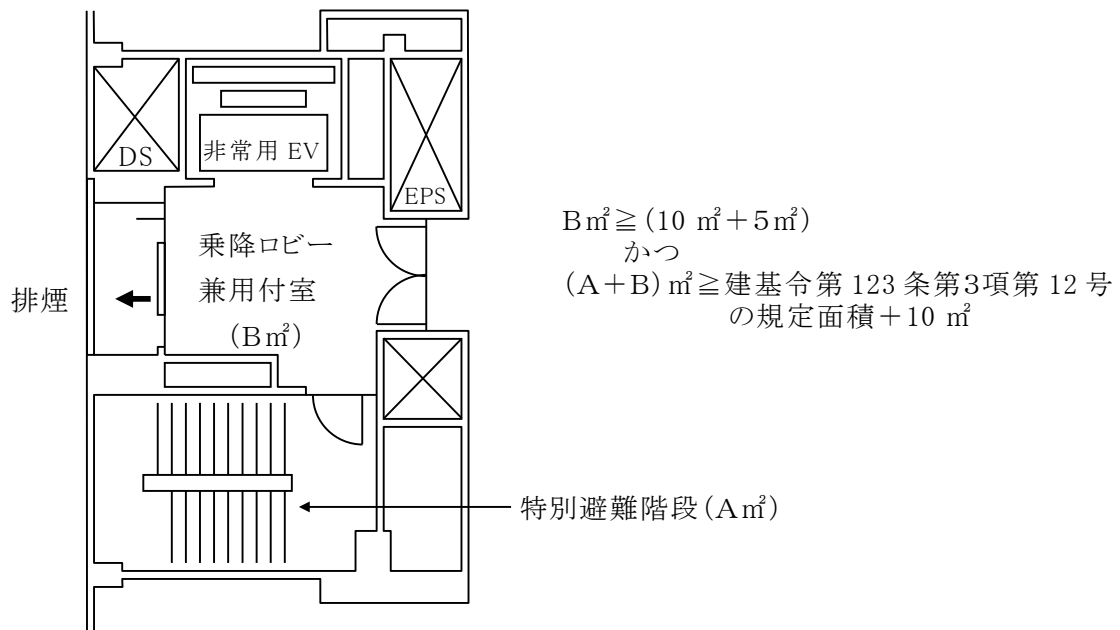
- （1） 非常用 E V は、防災センターから容易に到達できる位置とすること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。☞
- （2） 非常用 E V を 2 基以上設ける場合は、建基令第 112 条に規定する面積区画内にそれぞれ設ける等、一方に偏在することなく、建築物の各部分から平均して到達できる位置とすること。
- （3） 乗降ロビーへ通ずる「屋外からの出入口」は、消防車両が接近できる通路等に面して設けること。☞
- （4） 屋上部分に緊急離着陸場等が設置されている場合は、非常用 E V が屋上部分まで着床できることが望ましい。☞

5 乗降ロビー

乗降ロビーは、建基令第 129 条の 13 の 3 第 3 項の規定によるほか、次によること。

- （1） 非常用 E V の乗降ロビーと特別避難階段の附室を兼用する場合の必要床面積は、非常用 E V の乗降ロビーの必要床面積（1 基について 10 m²）と特別避難階段の附室の必要床面積（概ね 5 m²）との合算した面積（15 m²）以上、かつ、建基令第 123 条第 3 項第 12 号の規定により算定される特別避難階段の階段室及び付室の床面積の

合計に、非常用E Vの乗降ロビーの必要床面積を合算した面積以上とすること。
 （第7－3図参照）



第7－3図

- (2) 乗降ロビーの出入口に設ける特定防火設備の開閉方向については、前(1)の場合を除き、消防隊が活動しやすい方向（外開き）とすること。☞
- (3) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。
- (4) 予備電源を有する照明設備は、「非常用の照明装置の構造方法を定める件」（昭和45. 12. 28 建設省告示第1830号）に準じて設けること。
- (5) 乗降ロビーの形態は、できるだけ正方形（最短辺で2.5m以上）に近い形で消防活動上有効なものであること。
- (6) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。
 ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消防活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。☞
- (7) 非常用E Vと一般用エレベーターの乗降ロビーは、兼用しないこと。☞
- (8) 非常用E Vの乗降ロビーは、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。また、消火設備以外のP S、E P S及びD S等の点検口を設けないこと。
 ☞
- (9) 各階の非常用E Vの乗降ロビーには、当該階に消防活動上有効な平面図を掲示すること。☞
- (10) シートシャッターは、非常用E Vの扉の前面及び乗降ロビーと廊下等とを区画する部分には、設けないこと。

6 乗降ロビーの設置を要しない建築物の階

屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で、次のいずれかに該当するものとする。

第7 非常用の昇降機（エレベーター）

- (1) 当該階及び直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられている階
- ア 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階
- イ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの
- (2) 当該階以上の階の床面積の合計が 500 m²以下の階
- (3) 避難階の直上階又は直下階
- (4) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用 E V の乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの
- (5) 当該階の床面積に応じて、第 7－1 表に定める数の他の非常用 E V の乗降ロビーが屋内と連絡している階

7 構造

建基令第 129 条の 13 の 3 の規定によるほか、次によること。

- (1) かご及びその出入口の寸法並びにかごの積載量は、日本産業規格 A 4301（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）-1983 のうち、E-17-C O に規定する数値以上とすること。（第 7－2 表参照）

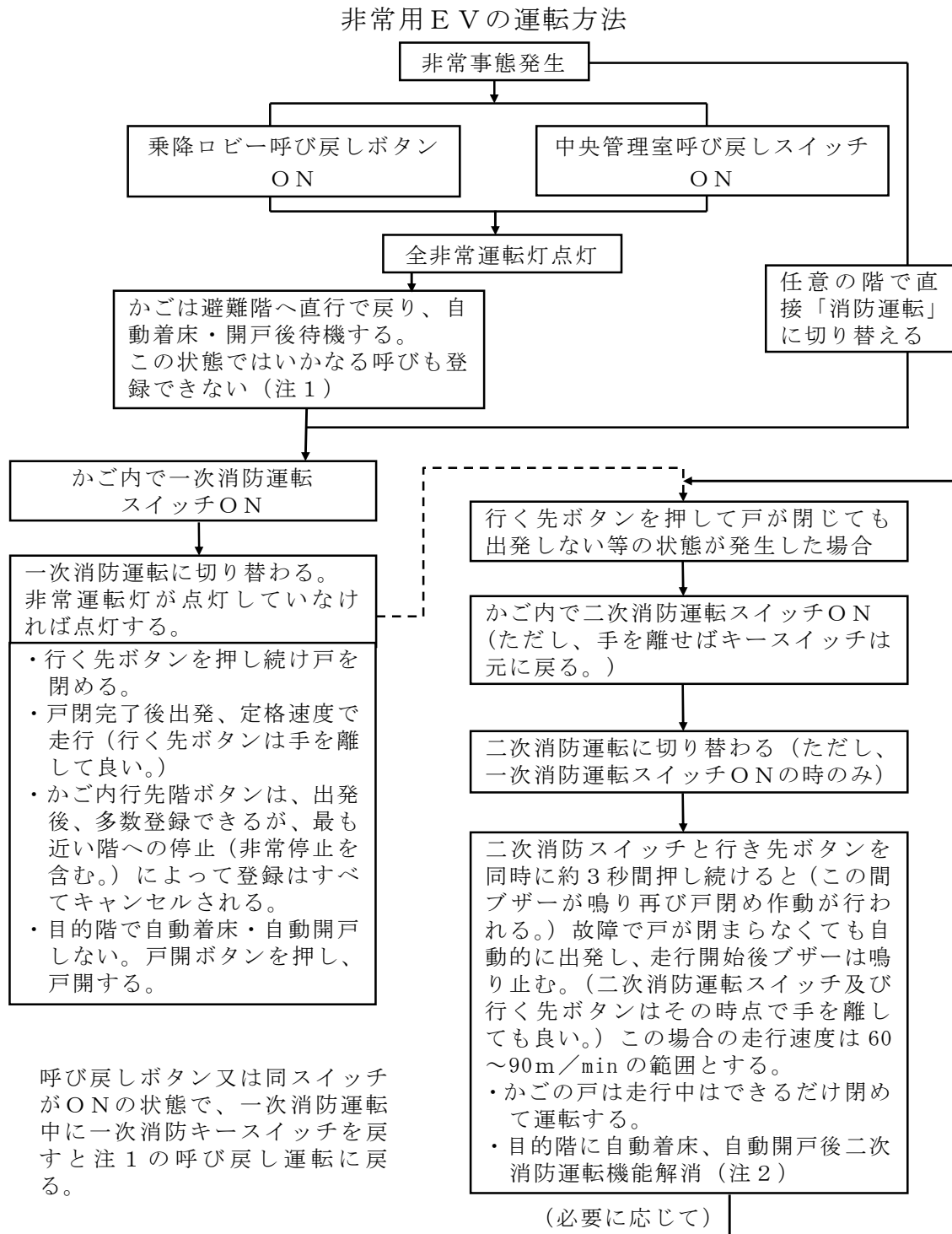
第 7－2 表 非常用 E V の主要寸法

積 載 量	1150 k g
定 員	17 名 以 上
か ご の 寸 法	間 口 1,800mm 以上
	奥 行 1,500mm 以上
	天 井 高 さ 2,300mm 以上
有 効 出 入 口 寸 法	有 効 幅 1,000mm 以上
	高 さ 2,100mm 以上

- (2) かご及び昇降路の出入口戸（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- (3) 非常用 E V の予備電源は、次によること。
- ア 予備電源については、第 2 章第 2 節第 5. 8 によること。
- イ 予備電源の容量は、全非常用 E V が全負荷上昇運転するときに必要なとする電力を 60 分間以上連続して供給できるものであること。
- ウ 電気配線は、「火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件」（昭和 45 年建設省告示第 1829 号）と同等のものであること。

8 その他

操作キーは、中央管理室又は防災センターに設置すること。



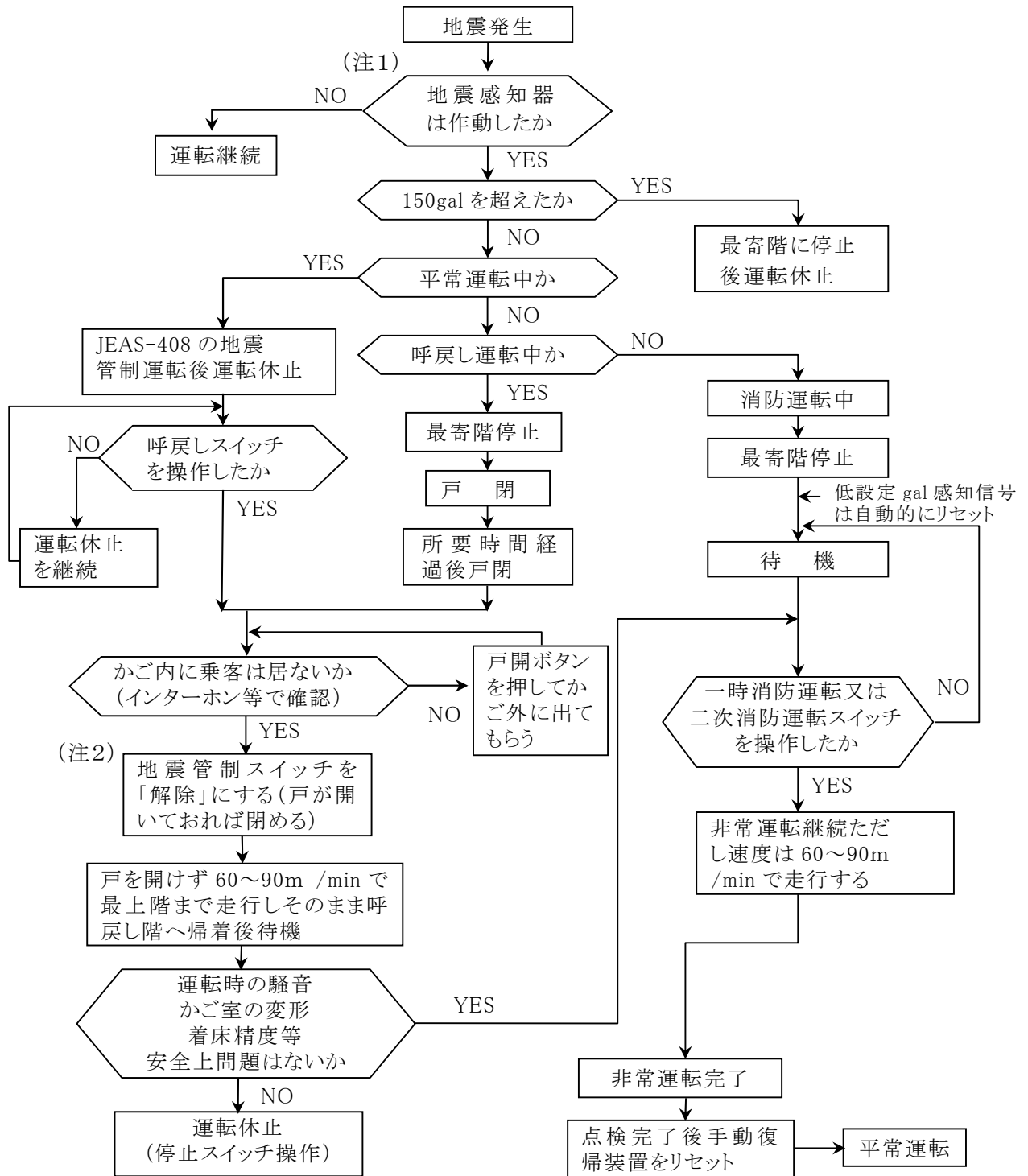
（注1）呼び戻し動作の詳細

- ・エレベーターが上昇中の場合は最寄階に停止し、ドアを開けずに反転、避難階へ直行する。
- ・下降中のエレベーターがある階に停止すべく減速中の場合は、いったんその階に停止しドアを開けずに避難階へ直行する。
- ・エレベーターが全速で下降中の場合はそのまま避難階へ直行する。
- ・エレベーターがある階でドアを開いて停止中の場合は、直ちにドアを閉じて避難階へ直行する。
- ・呼び戻し運転中は、セフティ・シューは作動し、停止スイッチ、はかり装置、光電装置等の乗降客検出装置は作動しない。（ただし、はかり装置の警報は作動する。）

（注2）二次消防運転は二次消防運転スイッチ投入直後の1運転に限り有効とする。

第7 非常用の昇降機（エレベーター）

地震時エレベーターの運転管制のフロー（非常用E V）



(注1) 地震感知器 高低二段検出とし、リセットは低設定を遠隔、高設定を手動とする。

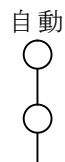
(注2) 地震管制スイッチ このスイッチは非常用専用とし、中央管理室又は防災センターに設置し、自動、解除が切替えできるスプリングバック式キースイッチとし、平常時は自動にセットされる。

(1) 「自動」 感知信号により地震管制運転を行う。

(2) 「解除」 低設定 gal 感知信号で管制運転をしたエレベーターを感知前の状態に復帰させる。

なお、この時点ではかご速度は60~90m/minにセットされる。

(3) 手動復帰装置 この装置は、エレベーターごとに機械室に設け、手動でリセットしなければ平常運転に復帰できないようにする。



解除

【参考】 関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
第 34 条 (非常用の昇降機の設置)	第 129 条の 13 の 2 (非常用の昇降機の設置を要しない建築物) 第 129 条の 13 の 3 (非常用の昇降機の設置及び構造)	「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和 48 年建設省告示第 2563 号) 「非常用のエレベーターのかご及び出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格の指定に関する件」(昭和 46 年建設省告示第 112 号) 「非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1428 号) 「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 696 号) 「非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 697 号)